

マイナンバーカードを保険証としてご利用できるようになりました。

令和5年4月より

マイナンバーカードのご利用によってお会計が変わります。

	マイナンバーカード	加算点数	名称
初診	利用する	2点	医療情報・システム基盤 整備体制充実加算2
	利用しない	6点	医療情報・システム基盤 整備体制充実加算1
再診	利用する	—	医療情報・システム基盤 整備体制充実加算3
	利用しない	6点	

※マイナンバーカードをご利用頂いた方が、費用が抑えられます。